

サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議運営要領

令和6年6月7日  
サイバー安全保障分野での  
対応能力の向上に向けた  
有識者会議座長決定

サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議の非公開について  
会議は、非公開とする。

2. 議事要旨の公開について  
議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨の一部を公開しないものとするができる。

3. 配布資料の公開について  
会議で配布された資料は、原則として、会議終了後、公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とするができる。